

証券コード 9552

2022年12月21日

株主各位

東京都千代田区丸の内1-8-1
株式会社M&A総合研究所
代表取締役社長 佐上 峻作

第4回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項の一部訂正のお知らせ

当社「第4回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」の記載事項の一部に訂正すべき事項がございましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

記

1. 訂正箇所

事業報告 4. 会社役員に関する事項 (1) 責任限定契約の内容の概要 (9ページ)

2. 訂正内容 (訂正箇所には下線を付しております。)

【訂正前】

①取締役との責任限定契約

当社は取締役水谷亮との間において、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金1,000万円と会社法第427条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする責任限定契約を締結しております。

②監査役との責任限定契約

当社は、監査役岡本尚樹、監査役東陽亮、及び監査役熊澤誠との間において、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金1,000万円と会社法第427条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする責任限定契約を締結しております。

【訂正後】

①取締役との責任限定契約

当社は取締役水谷亮との間において、会社法第 423 条第 1 項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第 427 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする責任限定契約を締結しております。

②監査役との責任限定契約

当社は、監査役岡本尚樹、監査役東陽亮、及び監査役熊澤誠との間において、会社法第 423 条第 1 項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第 427 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする責任限定契約を締結しております。

以上

第4回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告

- 会社の現況に関する事項
 - 事業の経過及び成果
 - 対処すべき課題
 - 財産及び損益の状況の推移
 - 主要な事業内容
 - 主要な営業所
 - 従業員の状況
 - 主要な借入先
- 会社の株式に関する事項
- 会社の新株予約権等に関する事項
- 会社役員に関する事項
 - 責任限定契約の内容の概要
 - 社外役員に関する事項
- 会計監査人に関する事項
- 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項
- 剰余金の配当等の決定に関する方針

計算書類

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

監査報告

- 計算書類に係る会計監査人の監査報告
- 監査役会の監査報告

株式会社M&A総合研究所

上記に掲げた事項につきましては、法令および当社定款第15条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://masouken.com/>) に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

事業報告

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が依然として大きいものの、まん延防止等重点措置の解除など、経済回復に向けた期待が高まりました。しかしながら、米国の金利政策や急激な円安、各種物価の上昇、ロシアによるウクライナ侵攻による資源価格高騰などにより、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社の事業ドメインである日本国内の中小企業によるM&A市場は、経営者の高齢化及び後継者不在企業の増加という実態と、M&Aによる事業承継を推進する行政の政策により拡大を続けております。当社は1社でも多くの企業の事業承継を支援すべく、AIマッチングアルゴリズムの精度向上、業務のDX推進という2軸で効率的なM&Aの実現に取り組んでおります。M&Aアドバイザーの採用も順調であり、当初計画を上回る結果となりました。

このような事業環境下において、当事業年度における売上高は3,911,607千円（前年同期比194.5%増）、営業利益は2,103,534千円（同273.6%増）、経常利益は2,082,579千円（同273.3%増）、当期純利益は1,326,616千円（同260.3%増）となりました。

セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

(M&A仲介)

当事業年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止に努めながら着実に案件を進捗させ、成約件数61件（前期25件）と堅調に推移しております。

また、今後の業績拡大を図るため引き続き積極的な採用を進めており、当事業年度においてM&Aアドバイザーを43名増員（前期21名増員）しました。

この結果、売上高は3,905,821千円（同207.7%増）、セグメント利益は2,520,032千円（同241.0%増）となりました。

(その他)

その他につきましては、WEBマーケティング支援事業であります。前事業年度より事業の縮小を続けており、当事業年度において終了いたしました。この結果、売上高は5,785千円（同90.1%減）、セグメント利益は2,850千円（同93.3%減）となりました。

(2) 対処すべき課題

①M&Aアドバイザーの積極的採用

多くの経営者の方のご希望に沿ったM&Aに関するアドバイスを提供できるよう、引き続き優秀な人員を積極的に採用し、成約件数を積み重ねてまいります。また、人員拡大の過渡期ではありますので、一人のアドバイザーが抱える案件が過多とならないよう、適宜精査を行いながら案件の進捗を管理しております。案件に向き合う時間を増やして、顧客の経営者の不安を払拭し、信頼を獲得することで、成約率を高めてまいります。

②品質管理及び情報管理

業容拡大に伴いM&Aのディールが進行している案件数が増加しているため、全案件の状況を適時に把握し、サービス品質を維持する体制の構築に取り組んでまいります。また、当社は多くの企業の機密情報を預かるため、人員増加局面において情報漏洩やデータの紛失等の事故が起きないように社内の管理体制を強固にする必要があると認識しております。情報管理規程の徹底に加え、運用状況を内部監査により詳細に確認することにより対処してまいります。

③組織体制の整備

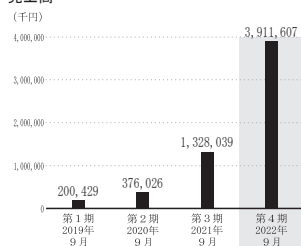
当社におきましては、今後もより一層の事業拡大を見込んでおります。そのため、今後当社の事業拡大に応じた内部管理体制の構築を図るとともに、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。また、当社の成長速度に見合った人材の確保及び育成も重要な課題と認識しており、継続的な採用活動と社内教育を行ってまいります。

(3) 財産及び損益の状況の推移

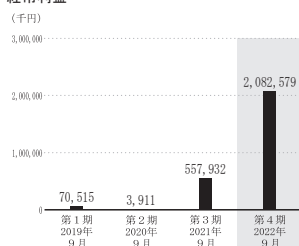
区分	第1期	第2期	第3期	第4期
	2019年9月期	2020年9月期	2021年9月期	(当事業年度) 2022年9月期
売上高	200,429 千円	376,026 千円	1,328,039 千円	3,911,607 千円
経常利益	70,515 千円	3,911 千円	557,932 千円	2,082,579 千円
当期純利益又は当期純損失(△)	△5,763 千円	4,254 千円	368,164 千円	1,326,616 千円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	△0.35 円	0.23 円	19.92 円	71.29 円
総資産	158,112 千円	617,869 千円	1,353,586 千円	4,228,663 千円
純資産	105,356 千円	409,612 千円	777,777 千円	2,929,901 千円
1株当たり純資産	△0.39 円	△0.08 円	19.84 円	152.92 円

(注) 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

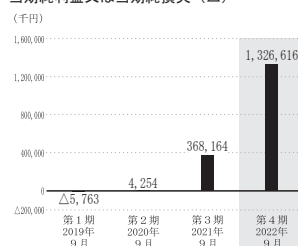
売上高



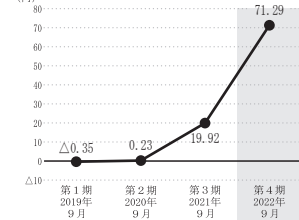
経常利益



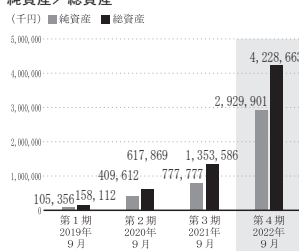
当期純利益又は当期純損失(△)



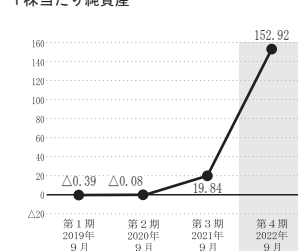
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)



純資産/総資産



1株当たり純資産



(注) 当社は、2018年10月12日設立のため、第1期の事業年度は、2018年10月12日から2019年9月30日までの11ヶ月と19日となっております。また当社は、2021年1月12日付で株式1株につき500株の割合で、また2022年3月16日付で株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は当期純損失を算定しております。

(4) 主要な事業内容

事業	事業内容
M&A仲介	・AIマッチングアルゴリズムを用いたM&A仲介サービスの提供 ・M&Aプラットフォームの運営
その他	・WEBマーケティング支援事業

(5) 主要な営業所（2022年9月30日現在）

名称	所在地
本社	東京都千代田区丸の内1-8-1 丸の内トラストタワーN館12F
大阪オフィス	大阪府大阪市北区角田町8-47 阪急グランドビル20F
名古屋オフィス	愛知県名古屋市中村区名駅4-8-18 名古屋三井ビルディング北館13F

(注) 2022年1月24日に本社を東京都千代田区丸の内1-8-1 丸の内トラストタワーN館17Fから移転しております。

(6) 従業員の状況（2022年9月30日現在）

従業員数	前事業年度末比増減
110 名	61 名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者を含んでおりません。
2. 従業員数が前事業年度末に比べ増加した要因は、事業拡大に向け人材獲得を積極的に行ったことによります。

(7) 主要な借入先（2022年9月30日現在）

借入先	借入額
株式会社商工組合中央金庫	50,220 千円
株式会社日本政策金融公庫	42,075 千円
株式会社三井住友銀行	40,000 千円

2. 会社の株式に関する事項（2022年9月30日現在）

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 70,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 19,153,900株 |
| (3) 株主数 | 3,891名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
佐上 峻作	13,897	72.6
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	913	4.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	738	3.9
株式会社SMBC信託銀行（特定金外信PKSHA SPARXアルゴリズム1号）	297	1.6
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	199	1.0
Reo Asset Management 1号投資事業有限責任組合	157	0.8
INDUS JAPAN LONG ONLY MASTER FUND, LTD	153	0.8
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	114	0.6
BNYMSANV RE GCLB RE JP RD LMGC	114	0.6
野村信託銀行株式会社（投信口）	110	0.6

(5) その他株式に関する重要な事項

- ①2022年3月16日付で1株に対し3株の割合で株式分割を行っております。
- ②2022年3月4日付でA種優先株式、B種優先株式に関する定款の定めが廃止され、発行可能株式総数は普通株式のみの20,000,000株となりました。
- ③2022年2月21日開催の取締役会決議により、2022年3月16日付で定款の変更が行われ、発行可能株式総数は50,000,000株増加し70,000,000株となっております。
- ④2022年6月27日を払込期日とする有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）により、発行済株式総数が50,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ30,590千円増加しております。
- ⑤2022年7月26日を払込期日とするオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連した第三者割当により、発行済株式総数が623,900株、資本金及び資本準備金がそれぞれ381,702千円増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有する新株予約権の状況

名称	第1回新株予約権	
発行決議日	2020年9月25日	
新株予約権の数	307個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 460,500株 (新株予約権1個につき1,500株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 190,500円 (1株当たり127円)	
権利行使期間	2022年9月26日から 2030年9月17日まで	
行使の条件	(注) 1、2	
役員の保有状況	取締役	259個(2名)
	社外取締役	-

(注) 1. 新株予約権の発行時において当社取締役又は従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他性等な理由がある場合にはこの限りではない。

2. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

3. 2021年1月12日付で行った普通株式1株を500株とする株式分割及び2022年3月16日付で行った普通株式1株を3株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

名称	第3回新株予約権	
発行決議日	2021年10月25日	
新株予約権の数	228,660個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 661,494株 (新株予約権1個につき3株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 1,086円 (1株当たり362円)	
権利行使期間	2023年10月26日から 2031年10月15日まで	
行使の条件	(注) 1、2	
役員の保有状況	取締役	36,960個(2名)
	社外取締役	-

- (注) 1. 新株予約権の発行時において当社取締役又は従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他性な理由がある場合にはこの限りではない。
2. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
3. 2022年3月16日付で行った普通株式1株を3株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(2) 当事業年度中に使用人等に対して交付した新株予約権等に関する事項

名称	第3回新株予約権
発行決議日	2021年10月25日
新株予約権の数	228,660個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 661,494株 (新株予約権1個につき3株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 1,086円 (1株当たり362円)
権利行使期間	2023年10月26日から 2031年10月15日まで
行使の条件	(注) 1、2
使用人の交付状況	183,538個 (25名)

- (注) 1. 新株予約権の発行時において従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他性等な理由がある場合にはこの限りではない。
2. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
3. 2022年3月16日付で行った普通株式1株を3株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 責任限定契約の内容の概要

①取締役との責任限定契約

当社は取締役水谷亮との間において、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第427条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする責任限定契約を締結しております。

②監査役との責任限定契約

当社は、監査役岡本尚樹、監査役東陽亮、及び監査役熊澤誠との間において、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第427条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする責任限定契約を締結しております。

(2) 社外役員に関する事項

①重要な兼職の状況及び当該兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況
社外取締役	水谷 亮	(株)Beyond X 代表取締役 AIQ(株) 取締役 three(株) 代表取締役
社外監査役	東 陽亮	東陽亮公認会計士事務所 代表
社外監査役	熊澤 誠	新幸総合法律事務所 共同代表

(注) 上記に記載した会社と当社の間には特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	水谷 亮	当事業年度に開催された取締役会21回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、企業経営者としての豊富な経験・知見を活かし取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役	岡本 尚樹	当事業年度に開催された取締役会21回及び監査役会15回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、出席した取締役会及び監査役会において必要な発言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役	東 陽亮	当事業年度に開催された取締役会21回及び監査役会15回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、出席した取締役会及び監査役会において必要な発言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役	熊澤 誠	当事業年度に開催された取締役会21回及び監査役会15回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、出席した取締役会及び監査役会において必要な発言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

P w C 京都監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,000 千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,000 千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、P w C 京都監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解約した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制等の概要

当社では、取締役会において、内部統制システムに関する基本方針を決議し、当該方針に従い内部統制の整備・運用を図っております。基本方針については、環境の変化に応じて適宜見直すこととしております。この基本方針の概要は下記のとおりであります。

- a 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・法令及び定款を遵守し、かつ社会的な要請や期待に応えていくことを企業倫理として醸成していき、コンプライアンス委員会を中心に、社内でのコンプライアンスの周知徹底を図る。
 - ・取締役は、重大な法令違反や社内規程違反を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告し、必要に応じて外部専門家に協力いただきながら対応に努める。
 - ・反社会的勢力との取引排除に向けて、反社会的勢力に対する基本方針を定め、社内に周知し、これらに該当する者に対して毅然とした態度で対応する。
- b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・文書管理規程を制定し、社内情報の保管・管理を行う。
 - ・個人情報保護規程、情報システム管理規程等を制定し、安全に情報が管理される体制を構築する。
- c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・リスク管理規程を制定し、これに基づき、リスクの事前把握に努めるとともに、会社のリスク情報が代表取締役社長に集約される仕組みを構築し、迅速かつ適切な組織対応を図る。
 - ・法律事務所及びその他専門家から必要に応じて助言を受けるとともに、リスクに対して迅速な対応が図れるようこれらの者と密接な関係を構築する。
- d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・社内規程において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、分業体制に基づく職務執行の効率化を図る。
- e 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社に関係会社は存在しないものの、新たに関係会社が生じた場合には、遅滞なく関係会社の管理のための規程を制定し、適切な管理体制を構築するものとする。
- f 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制、その使用人の独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合又は補助すべき使用人の増員を求めた場合、監査役と協議の上、適任と認められる使用人を配置する。
 - ・監査役職務を補助すべき使用人を置いた場合には、その使用人に対する指揮命令、監督、人事考課等の権限は監査役会に移譲されるものとする。

- g 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・毎月定期的に取締役会を開催し、取締役から重要事項について報告を行うものとする。また、取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況等を報告するものとする。更に、監査役は、定期的に代表取締役社長との意見交換会を開催するとともに、定期的に管理担当役員から業績等についての詳細報告を受ける。
- h 監査役職務執行で生ずる費用又は債務に関する事項
 - ・監査役会は、毎年、監査役職務に関する予算を会社に請求できるものとし、また、予算が不足する場合には追加での費用を請求できるものとし、当社は、明らかに職務に関係しないと認められるものが含まれる場合等拒否事由がある場合を除き、これに応じる。
- i その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役は、監査役職務の監査環境の整備、向上に協力する。
 - ・監査役は、管理部その他の各部門に対して、必要に応じて、監査への協力を求めることができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下の通りであります。

- a 取締役会は21回開催され、取締役職務執行の適正を確保し、取締役職務執行の効率性を維持しつつ、適正性を高めるため、社外取締役を1名選任しております。
- b 監査役会は15回開催され、全員が社外監査役により構成されており、全監査役が全ての監査役会に出席しております。
- c 当社は、社内のコンプライアンス意識を高め、全社的な視点でコンプライアンスを推進していくためにコンプライアンス委員会を設置しております。代表取締役社長の佐上峻作が委員長となり、4名の委員で構成されており、必要に応じて開催する方針としております。
- d 当社は、社長直轄組織である内部監査室を設け、法令及び社内規程への遵守、不正防止、業務の効率化・社内管理の有効化等の視点で業務監査等を実施しており、重要な問題が検出された場合には社長及び監査役会に報告するとともに、その改善対応についても確認を行っております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、事業拡大のための内部留保の充実を図ることが優先課題であると考えており、創業以来配当を行っておりません。事業拡大、事業効率化のために投資を行い、企業価値向上を図ることが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

そのため、現時点においては配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。内部留保資金につきましては、事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

なお、当社は会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当にかかる決定機関を取締役会とする旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,034,328	流動負債	1,205,471
現金及び預金	3,981,320	1年内返済予定の長期借入金	41,940
売掛金	9,917	リース債務	1,069
前払費用	39,734	未払金	68,977
その他	3,356	未払費用	74,110
固定資産	194,334	未払法人税等	718,584
有形固定資産	27,828	未払消費税等	226,574
建物	24,168	前受収益	599
減価償却累計額	△8,592	預り金	73,615
建物(純額)	15,576	固定負債	93,290
工具、器具及び備品	20,498	長期借入金	90,355
減価償却累計額	△8,245	リース債務	2,935
工具、器具及び備品(純額)	12,252	負債合計	1,298,762
無形固定資産	5,550	(純資産の部)	
ソフトウェア	2,123	株主資本	2,928,977
リース資産	3,426	資本金	617,857
投資その他の資産	160,956	資本剰余金	617,847
差入保証金	117,380	資本準備金	617,847
繰延税金資産	43,575	利益剰余金	1,693,271
		その他利益剰余金	1,693,271
		繰越利益剰余金	1,693,271
		新株予約権	924
		純資産合計	2,929,901
資産合計	4,228,663	負債純資産合計	4,228,663

損益計算書

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		3,911,607
売上原価		788,539
売上総利益		3,123,067
販売費及び一般管理費		1,019,533
営業利益		2,103,534
営業外収益		
受取利息	20	
雑収入	4,034	4,054
営業外費用		
支払利息	355	
新株予約権発行費	5,077	
上場関連費用	9,000	
株式交付費	8,556	
事務所移転費用	2,020	25,009
経常利益		2,082,579
特別利益		
固定資産売却益	33	33
税引前当期純利益		2,082,613
法人税、住民税及び事業税	785,716	
法人税等調整額	△29,719	755,997
当期純利益		1,326,616

株主資本等変動計算書

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本					株主資本 合計	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	205,565	205,555	205,555	366,655	366,655	777,777	—	777,777
当期変動額								
新株の発行	412,292	412,292	412,292			824,584		824,584
当期純利益				1,326,616	1,326,616	1,326,616		1,326,616
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純額）							924	924
当期変動額合計	412,292	412,292	412,292	1,326,616	1,326,616	2,151,200	924	2,152,124
当期末残高	617,857	617,847	617,847	1,693,271	1,693,271	2,928,977	924	2,929,901

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	1～15年
工具、器具及び備品	3～8年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、貸倒実績率及び貸倒懸念債権等特定の債権がないため、当事業年度においては貸倒引当金は計上しておりません。

3. 収益及び費用の計上基準

(1) M&A仲介事業

主としてアドバイザー契約に基づき行う株式譲渡・事業譲渡の成立までのアドバイザー業務を完了させる義務を負っていることから、中間報酬については、譲渡企業と譲受企業との間で基本合意（独占交渉権の付与等を含む）がなされた時点で、成約報酬については、譲渡企業と譲受企業の間で締結された株式譲渡の最終契約に基づく、譲渡対象物（株式等）の引渡し等が実行された時点で収益を認識しております。

なお、当社の取引に関する支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(2) その他

・Webマーケティング支援事業

主として顧客からの受注に基づき制作したWebコンテンツを納品する義務を負っていることから、顧客による検収が確認できた時点で収益を認識しておりません。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84条ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。また、当事業年度の損益に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、計算書類への影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

損益計算書に関する注記

売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 3,911,607千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 19,153,900株

2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
該当事項はありません。
3. 配当に関する事項
該当事項はありません。
4. 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 460,500株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

未払事業税	31,407千円
減価償却費超過額	1,985 "
繰延資産償却超過額	2,012 "
資産除去債務	1,938 "
その他	6,231 "
繰延税金資産小計	43,575千円
評価性引当額	— "
繰延税金資産合計	43,575千円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

当社は設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済期日は決算日後、最長で5年後であります。

金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、財務経理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

② 市場リスクの管理

取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新し、十分な手許流動性を維持することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年9月30日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
差入保証金	117,380	107,189	△10,191
資産計	117,380	107,189	△10,191
長期借入金（1年内返済予定 長期借入金を含む）	132,295	131,567	△727
負債計	132,295	131,567	△727

(注) 1. 現金及び預金、売掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、リース債務については重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,981,320	—	—	—
売掛金	9,917	—	—	—
合計	3,991,237	—	—	—

(注) 3. 長期借入金、リース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)
長期借入金	41,940	41,940	33,880	9,180	5,355
リース債務	1,069	1,086	1,103	745	—
合計	43,009	43,026	34,983	9,925	5,355

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	107,189	—	107,189
資産計	—	107,189	—	107,189
長期借入金（1年内返済 予定長期借入金を含む）	—	131,567	—	131,567
負債計	—	131,567	—	131,567

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

差入保証金

差入保証金の時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2に分類しております。

負債

長期借入金（1年内返済予定長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2に分類しております。

関連当事者との取引に関する注記

開示すべき取引はありません。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		その他 (注) 1	合計
	M&A仲介	計		
売上高	3,905,821	3,905,821	5,785	3,911,607
顧客との契約から生じる収益	3,905,821	3,905,821	5,785	3,911,607
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	3,905,821	3,905,821	5,785	3,911,607

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、WEBマーケティング支援事業であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度期首残高	当事業年度末残高
顧客との契約から生じた債権 (売掛金)	53,894	9,917
契約負債	51,150	—

契約負債は、顧客との契約に基づく履行義務の充足に先行して受領した対価に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当事業年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は51,150千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 152円92銭

1株当たり当期純利益 71円29銭

(注) 当社は2022年3月16日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年11月18日

株式会社M&A総合研究所
取締役会 御中

PwC 京都監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 岩崎 亮一
業務執行社員

指定社員 公認会計士 安本 哲宏
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社M&A総合研究所の2021年10月1日から2022年9月30日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第4期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月21日

株式会社M&A総合研究所 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 岡 本 尚 樹 ㊟

監査役（社外監査役） 東 陽 亮 ㊟

監査役（社外監査役） 熊 澤 誠 ㊟

以 上